

(公印・契印省略)

総官秘第1916号の1

令和7年11月12日

## 行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

総務大臣 林 芳正

令和7年10月14日付け(同月16日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

1 開示する行政文書の名称

「総務省人事評価実施規程(平成21年9月14日総務省訓令第48号)」

2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(公印・契印省略)

総官秘第 1916 号の 2

令和 7 年 11 月 12 日

## 行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

総務大臣 林 芳正

令和 7 年 10 月 14 日付け (同月 16 日受付) で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

「総務省人事評価実施規程の運用について (通達) (平成 21 年 9 月 18 日総官秘第 1183 号)」

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)